

■ 著作権規程

海洋音響学会著作権規程

2011年4月1日 制定

(目的)

第1条

本規程は特定非営利活動法人海洋音響学会(以下本学会という)が編集する著作物の著作権の帰属および著作物の使用について規定することを目的とする。

(著作権の帰属)

第2条

本学会が編集する著作物に掲載された論文、報告、記事等で著作者が明示してある個々の著作物の著作権は、当該著作物の著作者に帰属する。

2. 本学会が編集する著作物で、著作者の氏名を明示しないものの著作権は本学会に帰属する。
3. 本学会が編集する著作物で、その著作権について本学会と著作者の間で特別の取り決めをした場合は、前2項にかかわらず、その取り決めにしたがう。
4. 本学会が著作物を編集するため、著作者は著作権の一部を第3条に従って移譲するものとする。

(著作権の移譲)

第3条

本学会が編集する著作物に掲載される個々の著作物に対して、著作者は著作権の一部を本学会に移譲するものとする。著作権の一部とは、(複製権)、(譲渡権)、(公衆送信権等)、(翻訳権、翻案権等)である。

2. 本学会が移譲された著作権の一部を使用する際は、本学会が行う学術研究及び技術調査等の普及や発展を目的とする非営利事業に限るものとする。
3. 非営利事業とは以下のものをいう。
 - 1) 著作物の紙面による公開と頒布およびその電

子化等による媒体を変えた公開と頒布。

- 2) 本学会が行う講習会などの教育・普及活動における複製、引用、転載。
- 3) 本学会の委員会報告書などの活動記録における複製、引用、転載。
- 4) その他、特別に本学会が定める非営利事業における複製、引用、転載。

(著作物の使用)

第4条

本学会が編集した著作物において、著作者自身が私的使用の目的のために自己の著作物の全部または一部を使用する場合には、本学会の許諾を必要としない。

2. 本学会が編集した著作物において、著作者自身が私的使用以外の目的で自己の著作物を使用する場合には非営利目的である場合に限り、本学会の許諾を必要としないものとする。
3. 本学会が編集した著作物を使用(引用も含む)する際は、出所を明示しなければならない。

(既公表著作物の取扱い)

第5条

第1～4条の規程は、本学会が編集した著作物で、既に公表された著作物についてもこれを適用する。

(著作権者の責任)

第6条

本学会が編集する著作物において、個々の著作物の内容については当該著作者が責任を負うものとする。

附則 1

この規程は、2011年4月1日から適用する。

附則 2

この規程の用語を以下に整理する。

本学会が編集する(した)著作物：学会誌、研究発表会論文集、部会報告書、技術講習会テキスト、ホームページに掲載する広報記事(コンテンツ)等

個々の著作物：掲載された個々の記事(論文、解説・講座記事、報告等)

私的使用：自身や家族・親戚・親しい友人内での

使用(コピー頒布等)

私的使用以外：上記以外での使用(主に広く公開することを指す)、例えば個々の著作物(一部)を別の雑誌等に複製(引用)、教材としてコピー頒布、ホームページ掲載等

非営利目的：無料かつ無報酬という要件を満たす。例えば、個々の著作物(一部)を別の雑誌等に複製(引用)、教材としてコピーを頒布(多数でない範囲)、ホームページ掲載(所属機関の無料サイト)等

営利目的：上記以外での使用、企業活動の場合は原則として営利目的とみなす